

環境保護に関する南極条約議定書採択 25 周年記念サンティアゴ宣言

http://www.ats.aq/documents/ATCM39/ad/atcm39_ad003_e.pdf

(仮訳: 国際環境 NGO FoE Japan)

南極条約協議国は、2016 年 5 月、1991 年の環境保護に関する南極条約議定書(環境議定書)採択から 25 周年を記念して、チリのサンティアゴにおいて会合を開き、

2009 年の第 32 回 ATCM 南極条約採択 50 周年記念ワシントン閣僚級会合宣言を想起し、

南極条約発効 50 周年を記念した 2011 年の南極協力に関する宣言を想起し、

南極条約体制内で 1991 年 10 月 4 日、マドリッドにて採択された環境議定書の重要性を認識し、

南極の環境と、それに依存および関連する生態系の包括的な保護、ならびに南極大陸を平和目的と科学目的に特化した自然保護区に指定することに対し、南極条約協議国が尽力することを想起し、

南極の環境と、それに依存および関連する生態系の包括的な保護は、科学および人類の全体の利益のためのものであると再確認し、

南極大陸で行われるすべての活動が南極条約体制に整合することを確保するという、南極条約協議国が担う責務を想起し、

南極の環境と、それに依存および関連する生態系の包括的な保護は、南極条約地域での活動および学術研究を計画する際に考慮すべき必須事項であると想起し、

南極の環境と、それに依存および関連する生態系の包括的な保護を支援するために、環境議定書の原則と規定の完全な履行を確保することを決意し、

地球規模の環境変化、とりわけ気候変動が、南極の環境と、それに依存および関連する生態系に及ぼす影響について深く憂慮し、

南極大陸での国際協力は、地球規模の環境変化に関する調査を効果的に行うために不可欠であること、また、南極条約体制はこうした国際協力を強化する上で必要な枠組みを提供するものであることを確信し、

南極大陸での人間活動がすべて、南極の環境の継続的な保護を効果的に推進し、影響を防ぎ最小化する方法で実施されることを確保する必要性に留意し、

南極大陸での活動の管理、ならびに南極の環境と、それに依存および関連する生態系の包括的な保護において、利用可能な最善の科学的小および技術的助言を利用することの重要性を再確認し、

環境議定書の履行に関連して、南極条約協議国会議への諮問機関となる環境保護委員会の重要性を認識し、

ここに以下のとおり宣言する。

1. 南極条約およびその環境議定書の目的に対し強力に、断固として尽力することを再確認する。
2. 南極大陸を平和目的と科学目的に特化した自然保護区に指定することを念頭に置き、南極の陸上環境および海洋環境を保全および保護する努力を一層強化すると誓う。
3. 特に、南極条約地域での活動の計画および実施における協力に関する原則をそれぞれ規定し、鉱物資源について学術研究目的以外のあらゆる活動を禁止する、環境議定書第6条および第7条に対し、強力かつ明白に尽力することを再確認する。
4. 環境議定書第15条および第16条の履行に向けた重要なステップとして、環境緊急事態に起因する責任について定めた環境保護議定書付属書VIを発効に至らせるために、必要なすべての努力を尽くすことを誓う。
5. 本宣言時点で環境議定書締約国数が37か国に増加したことを歓迎し、当該議定書の目的に傾倒する他の国々もこれに応じるよう奨励する。
6. 現行の、および将来の観光業および非政府活動について、こうした活動の潜在的な成長および多様化に起因する問題点および影響に対処することを含め、南極条約体制と、とりわけ環境議定書の規約を念頭に置き、効果的な管理を確実にするよう尽力する。
7. 南極の気候の変化をよりよく理解し、気候変動が南極の環境と、それに依存および関連する生態系に及ぼす影響に対処する方法を積極的に探し求めるために、互いに協力するという意志を再確認する。
8. 南極の環境と、それに依存および関連する生態系の保護のためにデザインされた活動を含む、科学的、技術的、および教育的価値の高い協力プログラムを推進し、可能かつ現実的である限り、南極の資産の共有、ならびに協同で行われる科学プロジェクトを支援するインフラの共有を促すよう、尽力することを再び決意する。
9. 今後発生する南極の環境関連課題に対処するために絶えず注意を払い、適時かつ効果的な措置を講ずるよう尽力することを再確認する。

2016年5月30日、チリ・サンティアゴにて採択。